

給付型奨学金制度の拡充について

1 制度の目的

高校等へ入学する1年生を持つ、保護者等の税額控除前の所得割額の合計が100円以上85,500円未満の家庭に対し、返済不要の奨学金を支給し、その教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的としています。

2 制度の概要

旭川市給付型奨学金制度は、令和2年度より旭川市独自の、道内各市で類を見ない”成績要件のない”給付型奨学金として事業を開始しました。原資が基金（寄附金）であること、課税状況を要件とした制度でありながら担当課で対象者を正確に把握出来ない中で、基金を枯渇させず長期的に制度を存続させられるよう、入学で費用がかかる高校1年生のみを対象とした制度となりました。

3 対象者要件

- ・申請年度に入学した、旭川市内及び近隣8町（※）に所在する高校等もしくは通信制高校の1年生（年度末18歳以下）の生計を維持している保護者等
※上川郡鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

- ・次の全てを満たしていること

- ① 保護者等の申請年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の合計が100円以上85,500円未満の世帯であること（保護者が2名いる場合は、合算すること）
- ② 申請年の7月1日を基準日として、次の要件を満たすこと
 - ア 生徒等は、申請年の1月1日において、本市に住所を有していること
 - イ 保護者等は、申請年の1月1日から基準日までの間、継続して本市に住所を有していること
 - ウ 保護者等は、生活保護上の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していないこと
 - エ 保護者等は、旭川市奨学金・入学仕度金の返還に滞納がないこと（滞納がある場合は、申請日までに解消されていること）
- ③ 保護者等は、本市の市税に滞納がないこと（滞納がある場合は、申請日までに解消されていること）

4 申請と支給について

申請年度の8月中に、必要書類（申請書、口座振替依頼書、在学証明書、納税証明書）を市子育て助成課へ持参か郵送して申込み、審査等を経て11月末までに対象者へ支給しています。支給額は次のとおりです。

国公立	60,000 円
私立	70,000 円
通信制課程	30,000 円

※国公立・私立は定時制課程を含む。

5 実績

	支給決定件数（件）	支給決定額（千円）
令和2年度	152	9,490
令和3年度	120	7,280

6 基金の状況

	寄附収入額（千円）	年度末基金残高（千円）
H28	15,914	411,227
H29	20,665	452,134
H30	40,838	510,024
R1	150,414	666,360
R2	154,050	801,524

※R3もR1・R2同様のペースですが、実際の収入額の45%を返礼品費等として控除することとなったため、R3実績見込みは少なくなります。

7 拡充の方向性について

「5 実績」と「6 基金の状況」より、拡充が可能と判断し、対象者拡充や支給金額増額などを検討します。現段階で検討していることは、次のとおりです。

- ① 対象学年の拡充（1年生から全学年へ）
- ② 支給金額の増額（可能な範囲で）
- ③ 支給要件の緩和等（課税要件等）

8 拡充の時期

令和5年度より拡充した内容で事業を行えるよう検討していきます。